

# 高齢者虐待防止のための指針

一般社団法人館林市邑楽郡医師会  
訪問看護ステーションたてばやし

## 目次

- 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方……………2～3
- 2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項…3
- 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針……………4
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針……………4
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針…5
- 6 成年後見制度の利用支援に関する事項……………6
- 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項……………6
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項……………6
- 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項……………6

## 1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

### (1) 目的

訪問看護ステーションたてばやし(以下「ステーション」という。)は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

### (2) 高齢者虐待の種類

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

#### ①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

#### ②心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ③経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### ④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

#### ⑤介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

介護・世話の放棄放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき義務を著しく怠ること。

### (3) 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

### (4) 利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

## (5) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

## 2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当ステーションでは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

### (2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員会の運営責任者は管理者 秋山理絵 が務める。
- ・委員会の委員は、職員全員とする。

### (3) 虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は運営責任者の招集により年1回以上開催する。
- ・虐待事案発生等、必要な際は随時委員会を開催する。

### (4) 虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員へ周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

### (5) 虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は、職員 栗原彩 とする。

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容など（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

#### (1) 具体的には次のプログラムにより実施する

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

#### (2) 開催頻度

研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。

#### (3) 記録

研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保管する。

### 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

#### (1) 虐待等が発生した場合

速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

#### (2) 緊急性の高い事案の場合

市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。  
相談窓口は、2(5)で定められた高齢者虐待防止担当者(栗原)とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

市町村窓口一覧	電話番号
館林市役所 保健福祉部 介護保険課	0276-72-4111 (代表)
高齢者あんしん相談センタークローバー荘 担当区域 (館林の一部、郷谷、大島)	0276-77-1165
高齢者あんしん相談センター新橋 担当区域 (六郷の一部、三野谷)	0276-75-3013
高齢者あんしん相談センター東毛光生園 担当区域 (多々良、渡瀬)	0276-72-2060
高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会 担当区域 (館林の一部、赤羽、六郷の一部)	0276-60-5670
板倉町役場 健康介護課	0276-82-6135
板倉町地域包括支援センター (板倉町役場内)	
明和町役場 介護福祉課	0276-84-3111 (代表)
明和町地域包括支援センター (明和町役場内)	
千代田町総合保健福祉センター 住民福祉課	0276-86-6227
千代田町地域包括支援センター (千代田町総合保健福祉センター内)	
大泉町役場 健康福祉部 高齢介護課 (大泉町保健福祉総合センター)	0276-62-2121
大泉町地域包括支援センター	0276-63-2294
邑楽町役場 福祉介護課	0276-47-5021
邑楽町地域包括支援センター (邑楽町役場内)	0276-80-9300

## 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、担当者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

## 9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則 本指針は、令和6年3月31日から施行する。